



# 長 島 町

## 第2次行政改革大綱

平成 26 年 2 月  
長 島 町

## 目 次

1	はじめに	1
2	行政改革推進の基本方針	2
(1)	財政基盤強化と効率的・効果的な町政運営	2
(2)	行政サービスの質の向上	2
(3)	協働による町政運営の推進	2
3	行政改革の計画期間	3
4	行政改革の推進体制	3
(1)	行政改革の推進体制	3
(2)	行政改革推進本部	3
5	行政改革の取り組みと改革の内容	3
(1)	事務事業の見直し	3
(2)	民間委託等の推進	4
(3)	組織・機構の見直し	5
(4)	定員管理・給与等の適正化	5
(5)	経費節減・財政運営の健全化	6
(6)	住民サービスの向上	7
(7)	危機管理対策の推進	7

# 1 はじめに

長島町は、平成18年3月20日の2町合併後、平成18年12月に行政改革大綱を策定し、行財政の効率化や住民サービスの向上等に努めてきました。

これまでの取り組みにより、福祉事務所の開設、指定管理者制度の活用、職員数の削減、事務事業等の見直し等行政のスリム化・効率化を図り、従来からの住民サービスを均一化しながら合併効果が町域全体に行き渡るように事業を推進してきました。

しかしながら、市町村を取り巻く状況は、社会的・経済的に刻一刻と変化し、これらに対応する組織・財政基盤の構築が常に求められています。

地方分権の進展、少子高齢化社会の到来等により、地方公共団体がなすべき事務・事業は広範囲にわたり、また、道路や住環境、教育環境の整備等、町民が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進や、福祉サービスの拡充等、高度化・多様化する住民ニーズに応えるためには、財政基盤の充実・強化、行政のスリム化・効率化が引き続き必要不可欠であると考えます。

このような状況において、住民サービスの維持・向上を図り、財政構造の健全化に向けた改革を確実なものとし、本町における将来の展望を確立するために、時代の変革に対応した新たな行政改革の方針となる「第2次長島町行政改革大綱」を策定し、行政改革に取り組んでいきます。

## 2 行政改革の基本方針

町政を取り巻く環境は、大きく変化をしており、行政ニーズの多様化もますます進んでいくことが考えられます。

また、地方分権社会の進展の中で、自治体の自主的・自立的な運営も強く求められているところです。

このような中、町政を取り巻く環境に合致した行政運営が重要であることから、新たな行政改革大綱を策定し、次の3点を基本方針として取り組みます。なお、大綱に基づく取り組み事項を計画的に実施するため、具体的な内容や数値目標を盛り込んだ第2次長島町行政改革大綱実施計画を策定し、行政改革を推進していきます。

### (1) 財政基盤強化と効率的・効果的な町政運営

社会経済情勢の変化、地方分権への対応、複雑多様化する行政課題、町民のニーズに柔軟に対応していくため、限られた財源の有効活用と、新たな財源の確保に努め、計画的な財政運営を推進することが必要となります。また、町の現状を常に把握するとともに、事務事業の見直しや職員の意識改革を徹底して行うことにより、町政運営の効率化に努めます。

### (2) 行政サービスの質の向上

町民の視点に立ち、ニーズに対応した行政サービスの充実を図るとともに、信頼される行政運営を展開するため、「行政サービスのプロ」として、正確かつ迅速に、そして親切、丁寧な質の高い行政サービスの提供に努めます。また積極的な情報の公開により説明責任を果たし、職員個々の資質の向上及び組織としての質の向上を目指します。

### (3) 協働による町政運営の推進

地方分権の進展により、地方自治体の責任による魅力のあるまちづくりが求められる中、山積する様々な課題に、行政だけで対応することは困難な状況にあります。行政に対する町民・地域・企業等の理解と連携、主体的な参加を促すとともに、それぞれ担う役割と責任を認識しながら、パートナーシップによる協働の町政運営を推進します。また、今後起こり得る災害に備えるため、町、町民とともに防災体制を整えていきます。

### 3 行政改革の計画期間

第2次行政改革大綱は、長島町が取り組む行政改革の基本方針を示したものです。このため、第2次行政改革大綱に基づく行政改革の推進期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

### 4 行政改革の推進体制

#### (1) 行政改革推進委員会

行政改革大綱の策定に係る重要事項の調査・審議を担う組織として、行政改革に識見を有する町民8人の委員で構成し、広く町民の声を反映した改革を推進します。

#### (2) 行政改革推進本部

- ① 本部長・・・・・・・・副町長
- ② 副本部長・・・・・・・・教育長
- ③ 本部長・・・・・・・・課長等
- ④ 下部組織として、行政部会・財政部会を設置し、行政課題等について検討します。

### 5 行政改革の取り組みと改革の内容

#### (1) 事務事業の見直し

- ① 事務事業の整理合理化  
行政の責任領域を改めて見直し、行政関与の必要性、受益と負担の公平性の確保、行政効率や効果等を十分に考慮し、事務事業の整理合理化に努めます。
- ② 行政評価制度の導入  
行政評価制度を導入し、施策や事務事業の成果をできるだけ客観的な指標を用いて評価し、事務事業の見直しや重点化施策の検討に役立てることにより、簡素、効率的で成果重視の行政運営を目指します。

③ 電子自治体の推進

情報セキュリティの確保に十分留意しながら，行政内部の情報の電子化を推進し，構築した情報を有効に利用することで，行政運営の効率化に取り組みます。

また，インターネットを活用した行政手続きのオンライン化を推進することなどで，住民サービスの向上を図ります。

④ 委員会・審議会等の見直し

町が単独で設置している委員会，審議会等については，社会経済情勢の変化等を踏まえ，その設置目的，業務の性格，内容，活動状況，機能等を検証するとともに，可能な限り整理合理化を図り，効率的な運営と適正化に努めます。

## (2) 民間委託等の推進

① 指定管理者制度の導入

行政運営の効率化，町民サービスの向上等を図るため，民間機能を活用することが適切なもの，専門性・技術性の観点からより高度なサービスが期待でき，より効率化が図れるもの等，メリットが期待できる分野については，積極的かつ計画的に指定管理者制度の活用を推進します。

② P F I 手法の検討

民間の資金力，経営能力，技術的能力を活用することにより，行政が直接実施するよりも，効率的かつ効果的に公共サービスの提供できる事業については，P F I 手法の導入を検討します。

③ N P O の育成と協働

非営利活動を実践する民間団体（N P O）の育成を図るとともに，行政とN P Oの特長を活かした協働を推進します。

### (3) 組織・機構の見直し

#### ① 組織・機構の見直し

組織・機構の見直しにあたっては、より柔軟性の高い効率的な体制を構築するとともに、各所属間での権限・業務分担を再検証する等、職員の能力が十分に発揮できる組織・機構のあり方を検討し、新たな行政課題等に迅速に対応するための機動的な人的配置や横断的に課題に対応できる柔軟性のある組織・機構を確立するとともに、庁舎利用の機能については、本庁・支所方式への移行を進めます。

#### ② 消防組織の再編

効率的な消防行政を展開するため、機能的な消防組織の再編を進めます。

#### ③ 男女共同参画社会の推進

町の政策決定等に女性の参画を推進するため、各種委員会・審議会等への女性委員の積極的な登用を図ります。

#### ④ 小中学校の統廃合

少子化により児童生徒数が減少している中で、児童生徒一人ひとりの個性や能力を十分に伸ばし、将来を担う人材としての基礎をつくることのできる教育環境の整備を進め、学校の適正配置に取り組みます。

### (4) 定員管理・給与等の適正化

#### ① 定員管理の適正化

事務事業を効果的・効率的に遂行するため、定員管理についての現状分析と将来にわたる行政需要の動向等を勘案しつつ、目指すべき職員数やそれを実現するための具体的な方策を盛り込んだ「定員適正化計画」を策定し、定員管理の適正化に努めます。

② 給与の適正化・手当の見直し

給与については、人事評価による勤務成績の反映など、国に準拠した制度及び運用を基本に、類似団体、民間及び地域の状況等も考慮しながら、引き続き適正な給与体系の構築に努め、人件費総額の抑制を図ります。

また、諸手当等については、制度の趣旨等を踏まえるとともに、町民の目線で引き続き見直します。

③ 定員管理・給与適正化の公表

定員管理・給与適正化については、町広報誌及びホームページにより公表を行い、透明性の向上を図ります。

## (5) 経費節減・財政運営の健全化

① 自主財源の確保

町民が必要とする行政サービスを確実に提供していくためには、町税等の収入確保が不可欠です。税負担の公正確保の必要性を踏まえ、町税の収納率の一層の向上を図ります。

また、使用料・手数料についても、受益者負担の適正化の観点から検証し、必要に応じて見直しを行い、自主財源の確保に努めます。

② 補助金・負担金の見直し

補助金等については、行政としての公益性・公平性・必要性・費用対効果等について検証し、行政の責任を明確にして、廃止・縮小・整理統合・終期設定等の抜本的な見直しを進めます。

また、新たな補助金等については、町が補助・負担すべき必要性や妥当性を十分に考慮したうえで実施します。

③ 新地方公会計制度の活用

新地方公会計制度に基づく財務諸表4表を引き続き作成・公表するとともに、財産台帳の段階的整備や適切な財産評価等を通じて、財産の適正な把握及び管理を進め、健全な財政運営に努めます。



④ 財産処分と基金造成

財産の適正かつ効率的な活用に努めるとともに、行政財産及び普通財産等の未利用地等処分可能な財産については、売却等を実施します。

また、健全な財政運営を構築するために、基金造成とその活用に努めます。

## (6) 住民サービスの向上

① 住民サービスの向上

職員の接遇向上に努め、親しみやすく、迅速かつ適切な対応の徹底を図ることで、町民の立場に立った行政サービスに努めます。

② 公正の確保と透明性の向上

町が行う行政運営について、公正で透明性のある行政運営を行うとともに、町民への説明責任を果たすため、町広報誌やホームページ等を活用して行政情報を分かりやすい形で積極的に提供するほか、情報公開制度の適正な運用を行い、透明性の向上に努めます。

## (7) 危機管理対策の推進

① 危機管理体制の整備

町民の安心と安全の確保を図るため、災害時に迅速かつ的確に対応し得る危機管理体制の整備や消防関連団体・機関との連携、「地域防災計画」に基づく関係機関との連携の強化及び町民の危機意識の高揚を図ります。

② 感染症等の予防

関係機関との連携及び協力体制の充実を図りながら、住民生活の安全性を確保し、新型インフルエンザや家畜伝染病等の予防の推進に努めます。